

意匠関連業務における生成AI活用の最新動向

エグゼクティブサマリー

意匠関連業務（デザイン創作、意匠調査、類似性判断、出願書類作成・管理、情報発信・監視）では、生成AIと画像検索AI（画像類似検索・埋め込み検索）の実務導入が同時進行で進んでいる。特に、「**創作（生成）**」「**探索（検索）**」「**証拠化（トレーサビリティ/説明責任）**」の3領域が、意匠実務の生産性とリスクを同時に左右する主要戦場である。¹

一次情報ベースでは、産業意匠の母集団自体が拡大している。世界では2023年に約119万件の意匠出願（アプリケーション件数）があり、出願に含まれるデザイン数ベースでは約152万デザインで前年から増加している。国際出願（ハーグ制度）も非居住者出願の約3分の1を占める。² 一方、日本では2023年の意匠登録出願件数が31,747件と約3万件水準で推移しており、**増え続ける母集団に対して調査・類否判断の自動化圧力が強まる構造**にある。³

制度・法務面では、**(1) 学習段階（データ収集・学習）**と**(2) 生成・利用段階（出力の利用・公開）**で論点が分離し、さらに**意匠法（創作者・新規性等）**と**著作権法（著作物性・侵害判断）**で判断枠組みが異なる。日本では文化審議会が生成AIと著作権の考え方を整理しつつ、個別事案での司法判断が基本で、判例蓄積が乏しい点も明示している。⁴ 意匠法側では、生成AIを利用したデザインの保護の在り方に関する調査研究が公表され、「**人間の実質的関与があるAI支援型は保護を求める声が優勢**」「**AIが自律的に創作したものは保護を望まない声が優勢**」といった実務側の温度感が示されている。⁵

結論として、意匠関連業務への生成AI導入は「PoC」から「運用設計（ガバナンス）」段階へ移行しており、成功の鍵は**①用途別にツールとデータ境界を分ける**、**②“人間の創作関与”を証拠化できるログ設計**、**③意匠調査（画像類似検索）を出願前の必須ゲートに組み込む**の3点である。⁶

概要と対象業務の整理

意匠関連業務を、生成AI活用の観点で分解すると次の5群に整理できる。

デザイン創作（発想・コンセプト・バリエーション生成）では、画像生成・テキスト生成・（近年は）3D生成が、試行回数の増加と表現探索を高速化する。公的検討資料でも、平面画像にとどまらず3Dモデル生成が可能なツールが存在し、対話的に修正を重ねるプロセスが一般化しつつある点が明示されている。⁷

意匠調査（先行意匠探索）と類似性判定（クリアランス/侵害予防）では、**画像類似検索**が中核になる。特許行政側でも画像検索技術の適用がロードマップに組み込まれており、先行意匠調査への画像検索適用が明示されている。⁸

出願・権利化業務（図面・写真・記載、補正、管理）では、LLM等により説明文作成や分類・手続補助が進む一方、提出物の正確性・秘匿性・説明責任が重くなる。米国ではUSPTOが、手続におけるAI利用を想定し、既存ルールの下でリスクを抑えるためのガイダンスを官報で示している。⁹

監視・公開・広報（SNS/EC掲載等）では、生成物の大量公開が「**公知資料化**」して新規性・創作非容易性判断に影響し得る点が、国内調査でも具体的懸念として挙がっている（将来出願の公知資料として参酌され得る予想CGの大量公開など）。¹⁰

以上を踏まえ、実務では「生成→選別→調査→権利化→公開」の各段に、証拠化とリスク低減のゲートを設計することが合理的である。

flowchart LR

```
A[要求/仕様・ブランド制約] --> B[生成AIで案出し(大量生成)]
B --> C[人間が選別・編集(創作関与)]
C --> D[類似性チェック(画像類似検索+分類+キーワード)]
D -->|OK| E[意匠出願準備(図面/写真/記載)]
D -->|NG| B
E --> F[出願/中間対応]
F --> G[公開・製品化]
G --> H[監視(市場/出願DB)]
H --> D
```

学術論文・技術動向

学術・技術動向は、意匠実務に直結する観点で「生成」「最適化（工学設計）」「検索・類似性」「運用（トレーサビリティ）」に整理できる。

生成（2D→3D→CAD）では、画像生成の成熟に加え、**テキストからパラメトリックCADを生成**する研究が進んでいる。たとえばText2CADは、テキスト指示から逐次的にCAD設計を生成する枠組みとして提案されている（NeurIPS 2024 Spotlight / arXiv 2024）。¹¹ 意匠創作の実務的含意は、(a) バリエーション生成の高速化、(b) 形状探索を“設計意図（パラメータ）”に結び付ける可能性、(c) 誰が創作に実質関与したかのログ化（プロンプト・パラメータ・選択履歴）がしやすい点にある（ただし商用ツールへの統合は未指定）。¹²

最適化（Generative Design/Topology Optimization）では、従来のトポロジー最適化を深層学習で高速化する流れが続き、拡散モデル等を用いた高品質生成・安定学習の研究が出ている。例として、拡散モデルの考え方を取り入れたトポロジー最適化生成の枠組みが論じられており、計算効率と高解像度生成の課題が整理されている。¹³ 意匠実務上は、形状が最適化されるほど「見た目（審美性）」と「機能（工学要件）」のトレードオフ調整が重要になり、人間の審美判断の位置づけが相対的に上がる。

検索・類似性（意匠調査の高度化）では、画像類似尺度を大規模に適用して意匠権の近接性（デザイン空間の密度）を定量化する研究が出ている。米国のデザイン特許画像約71万件を標準化し、SSIM系の手法で視覚的類似を測る枠組みが提示され、訴訟との関係（逆U字）まで分析している。¹⁴ 実務に引き直すと、「**類似性判定は主観**」から「**類似候補の網羅→人間判断**」へワークフローを移しやすくなる（ただし、法的判断の最終責任は人間に残る）。

運用（トレーサビリティ/説明責任）では、コンテンツ来歴（誰が何を、いつ、どう編集したか）を署名付きで付与する標準化が進み、生成物の説明責任性を技術的に補助できる方向が強まっている。Adobeの解説では、C2PAが来歴を暗号技術で改ざん困難に関連付け、署名主体の身元証明も含めてコンテンツの出自判断を助けることが述べられている。¹⁵ 意匠業務では、「**AIを使ったか**」よりも「**誰がどこに創作的寄与をしたか**」を説明可能にする点が重要で、来歴情報は社内統制・紛争対応の両面で価値がある。¹⁶

特許・意匠出願動向

意匠出願（母集団）の統計として、WIPOは2023年に世界で約119万件の意匠出願があり、出願に含まれるデザイン数は約152万で前年比増（+2.8%）と整理している。上位5庁で全体の約75%を占め、中国がデザイン

数ベースで過半（約54%）を占める。² また、非居住者出願のうちハーグ制度経由が約33.6%とされ、国際ルートの高比重が高い。¹⁷

日本については、特許庁の年次報告書（2024年版ポイント）で、2023年の意匠登録出願件数が31,747件と示されている。³ さらに、日米欧中韓の「意匠登録件数」という整理では、2023年の登録件数としてJPO 27,629、USPTO 35,280、EUIPO 113,213、CNIPA 637,934、KIPO 46,781が示され、全体としては2022年から減少している（この資料は「登録件数」であり「出願件数」と母数が異なる点に注意）。¹⁸

特許（生成AI関連技術の出願動向）については、WIPOの特許ランドスケープ報告書（2024年）が、2014年733件だった生成AIの特許ファミリー数が2023年に14,000超へ増加したと整理し、2017年以降の伸長を強調している。¹⁹ 同報告書はトップ特許保有者として中国企業・機関が上位を占める構図を示し、上位例として **Tencent**²⁰、**Ping An Insurance Group**²¹、**Baidu**²²、**中国科学院**²³、**IBM**²⁴などを挙げている。²⁵ 応用分野としては製造・輸送等にも一定の特許ファミリーが存在し、製造分野では「製品設計最適化」等が例示されている。²⁶

注目出願例（特許）は、意匠関連（設計）に近いものとして、WIPO報告書が **Boeing**²⁷の「AIベースの製造部品設計（US20200159886）」を例示しており、望ましい設計を符号化して類似設計群を探索し最適設計を復号する、といった“設計探索+最適化”型の発明要旨が示されている。²⁸ また、UI/UX設計の評価をAIで支援する特許（例：UXデザインを受け取りUI要素を抽出しクラスタリング等で評価するような枠組み）も公開されており、意匠（GUI）に近い領域でのAI活用が進んでいる。²⁹

注目出願例（意匠）については、一次情報として「生成AIで創作した意匠をどう扱うか（創作者、明示義務、新規性等）」の制度的論点が先行して整理されている一方、“生成AI関連”の意匠登録（具体的登録番号）を網羅的に特定する統計は、本調査範囲では未指定である。代替として、意匠庁（各国）・データベース側では画像検索の整備が進み、意匠調査の基盤が変化している点を重視すべき局面にある（詳細は後述）。³⁰

企業導入事例とユースケース比較

下表は、一次情報（公式発表・利用規約・公的資料）で確認できる範囲で、意匠関連業務に近いユースケースを比較したものである（効果は「提供者が主張する効果」または「導入目的として明示された効果」を中心に記載）。未公表情報は未指定とした。

企業名	ツール/基盤	主用途 （意匠 関連）	効果（一次情報ベース）	課題・留意点
アドビ ³¹	Firefly / Content Credentials	画像生成によるデザイン案生成、来歴付与	Fireflyがライセンス済み等のデータで学習し顧客コンテンツで学習しない旨を明示。来歴（Content Credentials等）で透明性を補助。 ³²	出力の権利適合性はケース依存。来歴付与は“運用して初めて”効くため社内標準化が必要。 ³³

企業名	ツール/基盤	主用途 (意匠 関連)	効果 (一次情報ベース)	課題・留意点
Figma ³⁴	Figma AI	UI生 成、画 像/ア セット 検索 (視覚 検索)	画像アップロード等による Visual Search、テキストからUI 案生成等を公表。生成機能は第 三者モデルを用い、私的な Figmaファイルで学習していな いと説明。管理者が学習への データ提供可否を制御できる設 計を示す。 ³⁵	組織の設計資産・ 機密が混入し得る ため、学習設定・ アクセス制御・ロ グ設計が重要。 ³⁶
クラリベイト ³⁷	DesignVision	デザイ ン特許 (意 匠) 審 査向け の逆画 像検索	USPTO向け契約として、逆画像 検索AIで関連先行例を迅速探索 し審査を迅速化する旨を公表 (69+の登録簿、8,000万画像等 のスケール主張を含む)。 ³⁸	ヒットの説明可能 性、偽陽性/偽陰 性、検索範囲(収 録DB)などの評 価と継続改善が必要。 ³⁹
オートデスク ⁴⁰	Autodesk Fusion (Generative Design等)	形状探 索・設 計最適 化(工 学×意 匠)	生成的設計(Generative Design)をAI活用の設計変革と して位置付け、設計探索を支援 すると説明。生成AI関連特許の 研究プレイヤーとしても言及さ れる。 ⁴¹	最適化結果の製造 制約・審美性の最 終判断、責任分界 (設計レビュー) がボトルネック化 し得る。 ⁴²
Midjourney ⁴³	Midjourney	イメー ジ・コ ンセプ ト生成 (意匠 案出 し)	利用規約上、生成物の所有を認 めつつ、入力・生成物に対する 広範なライセンスをサービス側 へ付与する旨を規定。 ⁴⁴	公開・リミックス され得る前提、契 約条件(秘密情 報・補償等)の差 異が大きい。業務 利用は契約精査が 必須。 ⁴⁵
OpenAI ⁴⁶	各種生成AIサービ ス(利用規約)	画像/文 章生成 (案出 し、説 明文補 助)	利用規約(日本語版)で、適用 法令の範囲でアウトプットに関 する権利をユーザーが有し、会 社が有する権利があれば譲渡す る旨を明示。 ⁴⁷	入力権限の確保 (第三者素材を入 力しない)、出力 の適法性確認は利 用者責任として整 理。 ⁴⁸
Stability AI ⁴⁹	Community License (Stable Diffusion系)	画像生 成(案 出し/試 作)	収益規模等の条件付きで、研 究・非商用・商用での利用を許 容するコミュニティライセンス 方針を明確化。 ⁵⁰	モデル/データ由 来の権利リスクは なお係争・規制動 向の影響を受け得 るため、用途限 定・検証フロー必 須。 ⁵¹

企業名	ツール/基盤	主用途 (意匠 関連)	効果 (一次情報ベース)	課題・留意点
世界知的所有 権機関 (WIPO) 52	Global Design Database / Image Similarity Search (開発)	国際意 匠の検 索基 盤、画 像検索 (プロ トタイ プ)	2024年に向けてGlobal Design Databaseの刷新と、意匠向け 画像類似検索アルゴリズムの初 期版展開を計画している旨を資 料で説明。 53	意匠は多視点画像 を含み、同一意匠 でも見え方が大き く異なるため、画 像検索は技術難度 が高い。 53
特許庁 54	AI活用ロードマッ プ(先行意匠調 査・生成AIの行政 事務適用)	審査・ 調査の 高度化 (画像 検索 等)	アクションプランにおいて「先 行意匠調査(画像検索技術の意 匠図面への適用)」等を明記。 8	導入は段階的で、 精度評価・説明可 能性・審査品質の 担保が前提(詳細 運用は未指定)。 55
米国特許商標 庁 56	Design patents向 け議論 (Bulletin)	生成AI がデザ イン特 許実務 に与え る影響 整理	生成AIが創作ワークフロー全体 (初期案、材料選択、改訂提案 等)を変え得るとし、意匠(デ ザイン特許)特有の論点を整 理。発明者は自然人要件が基本 との整理も記載。 57	AI寄与が大きいほ ど人間の「考案/ 創作」の説明が難 化し得る。ログと 社内基準が重要。 58

法務・知財上の課題と実務対応策

日本の著作権について、文化庁 59 の「AIと著作権に関する考え方について」(2024年3月15日)は、生成AIと著作権に関する考え方を整理した文書であり、法的拘束力がないこと、個別具体的事案は司法判断によること、そして公表時点で生成AIと著作権の関係を直接扱った判例・裁判例が乏しいことを明示している。

60 同文書は、生成・利用段階では既存の著作物との類似性と依拠性が認められれば侵害となるという従来枠組みを前提に整理しており、生成AI利用時にもこの枠組みが中心になる。 61

実務対応としては、(a) プロンプトで特定作家名・作品名を参照しない、(b) 出力をそのまま採用せず人間編集を挟む、(c) 公開前に画像検索等で衝突チェックを行う、(d) ツールの学習設定・データ保持設定を確認する、といった「予防+検証」型が合理的である。 62

意匠法側の論点は、調査研究で具体化している。生成AIを利用して作成したデザインが意匠法上の「意匠の創作」に当たるか、創作者は誰か、AIが自律的に創作した場合をどう扱うか、といった論点が列挙され、アンケート・ヒアリング結果を踏まえた整理として「人間の実質的関与がない自律創作を除き、保護を望む意見が優勢」といった傾向が示されている。 5

また、意匠登録出願時に「生成AI利用の有無」を明示義務化する案については、メリット・デメリット双方の意見があり一致に至らず、そもそも利用有無の判別が不可能に近く現実的でないという意見も示されている。 63

実務上は、法改正・審査基準改定が未確定である以上、企業側で「創作関与の証拠化(誰が、どの指示をし、何を選び、どう仕上げたか)」をログとして残すことが、将来の説明責任・係争対応での保険となる。

64

秘密情報・データ管理も意匠実務の中核リスクである。WIPOのファクトシートは、生成AIがプロンプトを保存・学習し得ること、秘密情報がモデルや出力を通じて外部化するリスク、プロンプトインジェクション等のセキュリティ懸念を挙げ、設定確認・アクセス制限・ポリシー整備等の緩和策を提示している。⁶⁵ 国内でも、生成AIの利用に際して情報漏えい懸念から社内規制を置くといった現場回答が報告されている。⁶⁶

海外動向としては、手続実務でのAI利用に関するガイダンス整備が進む。USPTOは、実務手続でAIが使われることを前提に、既存ルールの下でリスクを抑えるためのガイダンスを提示している。⁶⁷ これは日本企業が海外で権利化する場合の実務（提出物の正確性、秘匿性、倫理）にも波及する。

生成AIツールの機能比較と選定観点

意匠関連業務におけるツール選定は、「生成能力」だけでなく**入力/出力形式、契約条件（権利帰属・補償・秘密保持）、トレーサビリティ、学習設定、検索連携**で評価する必要がある。WIPOも、生成AIの契約条件（出力の所有、秘密情報、補償等）には大きな差があると整理している。⁶⁸

主要ツール/基盤	主な能力（意匠関連）	入力/出力の典型	説明責任性/トレーサビリティ	契約・権利面（一次情報で確認できる範囲）
Adobe Firefly	画像生成、画像編集、ブランド資産に寄せた生成（Custom Models等）	入力：テキスト/画像等、出力：画像（+来歴付与の運用）	C2PA/Content Credentials等による来歴技術の位置づけを説明。 ⁶⁹	学習データはライセンス済み等、顧客コンテンツで学習しない旨を明示。 ⁷⁰
Figma AI	UI生成、視覚検索、コピー生成、作業自動化	入力：テキスト/画像/ファイル、出力：UI案/検索結果等	学習方針と管理者制御（学習へのデータ提供可否）を説明。 ⁷¹	生成機能は第三者モデル利用、私的ファイルで学習していない旨等を説明。 ⁷²
Midjourney	画像生成（コンセプト探索）	入力：プロンプト、出力：画像	公開・リミックス前提（Stealth等は例外）で、共同作業環境に近い。 ⁷³	出力の所有を認めつつ、入力・出力に対する広範ライセンスをサービス側へ付与。 ⁴⁴
OpenAI（利用規約）	文章/画像等の生成（用途は設計次第）	入力：テキスト等、出力：アウトプット	透明性機能はツール/プラン依存（本表では未指定）	日本語規約でアウトプットの権利はユーザーにある旨を明示。 ⁴⁷
Stability AI（ライセンス）	画像生成（自社運用・カスタム可能性）	入力：プロンプト/画像等、出力：画像	トレーサビリティは導入側設計（未指定）	収益規模等の条件付きで商用利用を許容するコミュニティライセンス方針を明示。 ⁷⁴

主要ツール/基盤	主な能力（意匠関連）	入力/出力の典型	説明責任性/トレーサビリティ	契約・権利面（一次情報で確認できる範囲）
Clarivate DesignVision	意匠・デザイン特許の画像検索	入力：画像、出力：類似候補	検索根拠の説明可能性は製品設計依存（未指定）	USPTO向けに逆画像検索AIで設計特許審査を迅速化する旨を公表。 ³⁸
WIPO Global Design Database（計画）	国際意匠検索、画像検索プロトタイプ	入力：検索条件/（将来）複数画像、出力：候補	多視点という意匠特性に起因する検索難度を整理。 ⁵³	公的データベースとして提供（契約条件は利用規約依存、未指定） ⁵³

選定の実務的な要点は、(1) 社外クラウドに機密を入れない設計（または契約・技術で担保）、(2) 出力物の採用前に必ず類似性チェックを通す、(3) 誰が創作したかの説明に耐えるログ（プロンプト・編集・選択）を残すの三つである。⁷⁵

リスク評価・ガバナンス設計・実務的提言と展望

リスクは「品質」「バイアス」「侵害」「データ管理」「セキュリティ」「説明責任」に分解し、用途別に重み付けするのが現実的である。日本の経済産業省⁷⁶と総務省⁷⁷のAI事業者ガイドライン（第1.1版）は、生成AIにおける知財侵害や偽情報等の新たな社会的リスクを明示し、リスクベースアプローチとAIガバナンス構築を強調している。⁷⁸ チェックリスト形式で、人権、安全性、公平性、プライバシー、セキュリティ、透明性、トレーサビリティ/アカウントビリティ等の観点が表示されており、社内統制に転用しやすい。⁷⁹

導入ステップは、意匠実務に即して以下の順が再現性が高い。

まず「用途を限定したスモールスタート」で、生成AIの使用範囲を (a) コンセプト出し（外部公開しない）、(b) 社内プレゼン画像（権利チェック後）、(c) 出願準備（文案補助のみ、図面は人間が最終責任）のように区切り、段階ごとにゲート（レビュー）を置く。WIPOも、完全なリスクゼロは不可能で、組織はポリシーと研修を整備すべきとする。⁸⁰

次に社内ルールとして、最低限「入力禁止情報」「ログ保存」「出力採用基準」を明文化する。入力禁止情報には、未公開の製品形状、出願前の要部、第三者の図面・画像、秘密保持対象を含める。秘密情報混入リスクは、プロンプト保存・学習の可能性と結び付いているため、設定確認とアクセス制限が重要である。⁸¹

チェックリストは、ガイドラインの項目を意匠業務向けに“翻訳”するのが近道である。たとえば次の3点は、意匠部門に固有の必須確認事項となる。

- ・**新規性・公知化管理**：生成物を外部公開しない（公開すると公知資料化して出願に影響し得る）。¹⁰
- ・**類似性判定の標準手順**：採用案は画像類似検索＋分類＋キーワードで一次スクリーニングし、最終判断は人間が記録付きで行う（審査・係争対応のため）。⁸²
- ・**創作関与の証拠化**：プロンプト、生成回数、選択理由、手作業修正、仕上げ工程を残し、「誰が創作者か」の説明に備える。⁸³

テンプレート例としては、以下のような「生成AI利用ログ」を案件単位で残す運用が有効である（社内監査・出願準備・紛争対応に共通利用できる）。

- 案件ID / 製品カテゴリ（ロカルノ分類候補）
- 使用ツール/モデル/バージョン
- 入力（プロンプト、参照画像の権利状態、禁止情報非含有チェック）
- 生成結果の採否と理由（どの案を、誰が、なぜ選んだか）
- 人間編集の内容（どこをどう直したか）
- 類似性チェック結果（検索条件、候補、最終判断者）
- 公開管理（外部公開の有無、公開日、公開範囲）

今後の展望としては、(1) 意匠DB側の画像検索整備、(2) 意匠法上の「創作者」「明示義務」等の整理、(3) 企業内ガバナンスの標準化、が並行して進む可能性が高い。WIPOは意匠DBの画像検索を計画し、特許庁も先行意匠調査への画像検索適用をロードマップに入れている。⁸⁴ またUSPTOはデザイン特許における生成AIの影響を議論し、意匠実務固有の論点を整理する動きを示している。⁵⁷ 日本でも、制度検討資料において生成AIによるデザイン大量生成・公開が公知意匠化し得る構造が示されており、制度と実務運用の両面でアップデートが継続すると見込まれる。⁸⁵

1 40 51 56 62 65 68 75 80 81 <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2024-8-en-generative-ai-navigating-intellectual-property.pdf>

<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2024-8-en-generative-ai-navigating-intellectual-property.pdf>

2 17 31 <https://www.wipo.int/web-publications/world-intellectual-property-indicators-2024-highlights/en/designs-highlights.html>

<https://www.wipo.int/web-publications/world-intellectual-property-indicators-2024-highlights/en/designs-highlights.html>

3 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/matome.html>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/matome.html>

4 27 60 61 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

5 10 16 66 https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_05_zentai.pdf

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_05_zentai.pdf

6 78 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_1.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_1.pdf

7 85 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/16-shiryu/03.pdf

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/16-shiryu/03.pdf

8 55 82 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan-fy2024/plan_fy2024.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan-fy2024/plan_fy2024.pdf

9 43 67 <https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/11/2024-07629/guidance-on-use-of-artificial-intelligence-based-tools-in-practice-before-the-united-states-patent>

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/11/2024-07629/guidance-on-use-of-artificial-intelligence-based-tools-in-practice-before-the-united-states-patent>

11 12 <https://arxiv.org/html/2409.17106v1>

<https://arxiv.org/html/2409.17106v1>

- 13 42 <https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0952197624016026>
<https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0952197624016026>
- 14 <https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0048733325001386>
<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0048733325001386>
- 15 33 37 69 76 77 <https://blog.adobe.com/jp/publish/2024/05/07/cc-firefly-generative-ai-and-copyright-authenticity-of-ai-generated-content>
<https://blog.adobe.com/jp/publish/2024/05/07/cc-firefly-generative-ai-and-copyright-authenticity-of-ai-generated-content>
- 18 https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyou_syouhyou-houkoku/2024isho_macro.pdf
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyou_syouhyou-houkoku/2024isho_macro.pdf
- 19 20 22 26 28 <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-2007-en-generative-ai.pdf>
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-2007-en-generative-ai.pdf>
- 21 63 64 83 https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_05_yoyaku.pdf
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_05_yoyaku.pdf
- 23 32 70 <https://blog.adobe.com/en/publish/2024/06/10/updating-adobes-terms-of-use>
<https://blog.adobe.com/en/publish/2024/06/10/updating-adobes-terms-of-use>
- 24 35 <https://www.figma.com/blog/config-2024-recap/>
<https://www.figma.com/blog/config-2024-recap/>
- 25 <https://www.wipo.int/web/patent-analytics/generative-ai>
<https://www.wipo.int/web/patent-analytics/generative-ai>
- 29 <https://patents.google.com/patent/US10929110B2/en>
<https://patents.google.com/patent/US10929110B2/en>
- 30 49 53 84 https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_webinar_ip_information_2023_1/wipo_webinar_ip_information_2023_1_t2.pdf
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_webinar_ip_information_2023_1/wipo_webinar_ip_information_2023_1_t2.pdf
- 34 44 45 73 <https://docs.midjourney.com/hc/en-us/articles/32083055291277-Terms-of-Service>
<https://docs.midjourney.com/hc/en-us/articles/32083055291277-Terms-of-Service>
- 36 54 71 72 <https://www.figma.com/blog/introducing-figma-ai/>
<https://www.figma.com/blog/introducing-figma-ai/>
- 38 39 52 59 <https://clarivate.com/intellectual-property/blog/clarivate-awarded-uspto-award-for-designs-image-search-ai-designvision/>
<https://clarivate.com/intellectual-property/blog/clarivate-awarded-uspto-award-for-designs-image-search-ai-designvision/>
- 41 <https://www.autodesk.com/products/fusion-360/blog/ja/generative-design-in-autodesk-fusion-revolutionizing-design-with-ai/>
<https://www.autodesk.com/products/fusion-360/blog/ja/generative-design-in-autodesk-fusion-revolutionizing-design-with-ai/>
- 46 57 58 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/opia-mar2026-bulletin-ai-design.pdf>
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/opia-mar2026-bulletin-ai-design.pdf>
- 47 48 <https://openai.com/ja-JP/policies/oct-2024-row-terms/>
<https://openai.com/ja-JP/policies/oct-2024-row-terms/>

50 74 <https://stability.ai/news-updates/license-update>

<https://stability.ai/news-updates/license-update>

79 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20240419_5.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20240419_5.pdf